

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における代用計画について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度からの実施に伴い、第三期善通寺市子ども・子育て支援事業計画において計画策定しましたが、このたび国の計画策定に伴う「基本指針」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が令和7年9月16日の国の通知により改定されました。

【改定の概要】

- ① 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

↑ 現計画にて策定済み（月の利用可能時間の上限を変更したため見直しが必要）

- ② 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制（※1）に関する事項を位置づけること。

↑ 現計画にて未記載

※1 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制とは

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は0歳6か月から満3歳未満を対象とした制度のため、利用者が満3歳到達以降に保育施設等を利用希望した場合に、スムーズに移ることができるよう施設、事業者間の連携・接続の推進や、利用者へ情報を周知すること。



【今回の取扱い】

国の通知において、子ども・子育て支援事業計画を変更し必要な事項を盛り込むことが困難な場合には「代用計画」によることが可能とされ参考様式が示されていることから、代用計画を策定することで対応したい。